

医療的ケア児及びその保護者を支援する取組の充実を求める意見書（案）

近年の医療技術の進歩により、多くの重い病気の子供の命を救えるようになった。

しかし、病状は安定したものの、退院後も自宅で人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを受け続けている子供（以下「医療的ケア児」という。）は全国に約1万8000人以上おり、10年前に比べるとその数は約2倍に増加している。

子供本人はもとより、在宅ケアを担う保護者の負担は大きく、また、家族の生活も制限され、地域社会の中で孤立しかねない状況にあり、医療的ケア児の在宅生活をどのように支えていくかが社会的課題となっている。

平成28年6月の児童福祉法等の一部改正により、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体における体制整備の努力義務が課せられるなど、医療的ケア児への支援を強化する取組が始まったが、医療的ケア児とその保護者を支援する人材、施設等はまだまだ不足している状況である。

よって、国においては、医療的ケア児とその保護者が安心して社会的生活を営めるために、包括的な支援制度の確立と財源措置を講じられるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

様

和歌山県議会議長 藤山 将材
(提出者)

人権・少子高齢化問題等対策特別委員会
委員長 山下 直也

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣